

委員長 それでは、ただいまから審査を行います。議案第1号を議題といたします。理事者側の説明を求めます。

人事課長 それでは、議案第1号につきましてお願いいたします。議案関係資料1ページをお開きください。監査委員の選任について、提案理由でございますが、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。地方自治法第196条第1項の規定の内容につきましては、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任するという内容でございます。

2の概要でございます。現在、委員3人のうち、識見を有する者のうちから選任いたしました荻上弘美さんが、平成24年7月17日に任期満了となることに伴いまして、新たに高砂礼次さんを選任しようとするものでございます。高砂礼次さんの略歴につきましては、次の2ページを参考にさせていただきたいと思っております。監査委員の任期につきましては、4年ということでございます。以上、よろしく申し上げます。

委員長 それでは、質問、意見がありましたら、お願いいたします。

青柳充茂委員 私は、この人事案件そのものについて反対とか、そういうことを申し上げるつもりはありませんけれども、3月から継続審査となってる監査委員条例の改正案との関連で、確認したいことがありますので質問をします。6月議会で常勤と非常勤では人事案が違うという答弁をもらいまして、7月臨時会に提出される人事案件は、常勤、非常勤のどちらの案であるかということ、また、それからいつ決めたかということ、明らかにさせていただきたくて、6月25日付で閉会中の文書による質問を私は行いました。けれど、6月27日に人事案件と臨時会の日程を決めたのは6月21日であることと、それから常勤か非常勤かは、現行条例によるもの回答をいただいております。ということは、この人事案は非常勤用の人事案と理解されますけれども、そういう理解でよろしいかどうか。

人事課長 今回の人事案件につきましては、非常勤ということで御理解をいただきたいと思っております。

青柳充茂委員 ということは、3月に提出された常勤化のための条例改正案は、ここで取り下げるということで、そういう理解をしてよいのか。そうでないとすれば、取り下げない理由は何なのか教えてください。

副市長 取り下げはいたしません。その理由は、御提案をいたしておりますとおり、常勤の監査委員の必要性について、提案側といたしましては必要性が高いというふうに考えております。したがって、継続審査をお願いしているところでございますので、そのようにお願いしたいということでございます。

青柳充茂委員 取り下げない理由が、常勤化は必要であるし、それから緊急性があるということだと思います、監査機能の充実のためにね。であれば、今、監査委員条例、現行の監査委員条例に基づいて、非常勤の人事案を出すのではなくて、常勤用に考えておられた人事案を出すべきだと思うんですね。それで、まだ継続審査中のわけですから、9月にその条例、もっと議員の理解を得られるように努力をして、それで常勤化が通れば、行政側、理事者っていうか、意図した方向へ持って行くことができるというふうに私は思いますけれども、その辺はどうですか。

副市長 今、非常勤の監査委員の条例しかございませんので、常勤を想定した監査委員の人事案件を提出することはできませんよね。条例がありませんから。常勤の監査委員を提案するということは、条例がないので不可能だということだろうと思っております。

青柳充茂委員 じゃ、ちょっと、何かよくわかっていないようなので確認しますが、地方自治法の197条の規定は当然理解されていると思いますが、人事課長、ちょっとそれ、皆さんに確認のために言ってください。

人事課長 197条につきましては、任期を定めております。監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない、でございます。

青柳充茂委員 今、人事課長から地方自治法の197条を読んでいただいたとおり、後任者が決まるまでは、その職務を続けることができるっていうことなんですね。だから、ぜひ今の常勤化を継続審査で、この間議会の結論はそうなりましたけれども、9月まで現行の監査委員にお続けをいただいて、それで常勤化の条例を通した後で、後任の人事案件を出すということは可能なわけです。なぜ、そのような選択をされなかったのか、理由をお伺いしたい。

副市長 人事案件でございますんですね、まず1つは、これは市長の専権事項でございますから、適任者を提案したということが1つでございます。

もう1つは、荻上氏につきましては、区長、行政連絡長、5組での区長ということでございますんで、非常勤の特別職を両方兼ねるといことが、いかがなものかということがございましてですね、そこを勘案して、今回新しい選任者を選任させていただいたと、こういうことになっております。

青柳充茂委員 じゃ、これで最後にしますけれども、一番やはり自然な形としてはね、もう1人の識見委員の任期は平成25年12月だと思えます。まだ、相当向こうですね。今、今回非常勤で出しちゃいますと、もう常勤化の条例を仮に通したとしても、仮にですよ、すぐそこでかえることはできない。皆、4年の任期がありますから、基本としては。だから、私はここで、非常勤用の人事案件を出す以上は、同時に3月議会の常勤化の改正案というのはね、取り下げられたほうがいいというふうに思えます。答弁はいりませんが、そのほうが、何ていうか、理解を得やすいのではないかというふうに思えますので、申し上げたわけです。

委員長 ほかにありませんか。

柴田博委員 提案されている高砂さんですけども、略歴のところには会社役員とあるんですけども、具体的にどんな会社で、どんな仕事をされてきた方なのか、わかる範囲で説明をお願いいたします。

人事課長 それでは、具体的な会社名ということでお願いいたします。最初に昭和49年に三協精機製作所に入社されまして、その後、しなのポリマー、あとシナノ電子技研のほうに入社されました。現在は、退職されまして、高砂社会保険労務士事務所を開設しております。以上でございます。

柴田博委員 いいです。

委員長 ほかにございますか。ないですか。

なければ、討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ありませんか。それでは、ないようですので、議案第1号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第1号監査委員の選任については、全員一致をもちまして原案のとおり同意す

るものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員会報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

理事者あいさつ

委員長 それでは、理事者側よりあいさつがありましたら、お願いいたします。

副市長 慎重審議をいただきまして、原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げて、ごあいさついたします。

委員長 以上で、総務環境委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午前10時57分 閉会

平成24年7月9日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 古畑 秀夫 印